

令和6年度 市民税・県民税の申告について

稲沢市

市民税・県民税の申告につきましては、毎年市民のみなさまのご協力をいただきありがとうございます。

この申告は、あなたの市民税・県民税額を正しく算出する基礎となります。この申告書の提出がない場合は国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の軽減や所得証明が受けられないことがあります。

申告書は、**令和6年3月15日（提出期限）**までに必ず提出してください。

※申告(相談)会は完全予約制のため、事前に予約が必要です。

申告をしていただくかた

令和6年1月1日現在、稲沢市に住所があり、次に該当するかた

- 1 営業等、農業による所得や、不動産、配当、雑、譲渡、一時などの所得があったかた
- 2 給与所得者で、
 - (1) 勤務先から「給与支払報告書」が市へ提出されなかったかた
 - (2) 給与以外の所得が20万円以下のかた
- 3 所得税及び復興特別所得税の確定申告の必要はないが、市県民税の所得控除や税額控除を受けるかた

※次に該当するかたは申告をする必要はありません

- 1 所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出したかた
- 2 勤務先から給与支払報告書が提出され、給与所得以外の所得がないかた
- 3 税法上、被扶養者となっているかた

所得税及び復興特別所得税の確定申告が必要なかた

下記に該当するかたは、税務署に確定申告書を提出する必要があります（所得税が還付されるかたを除きます）

- 1 営業等・農業・不動産所得等があり、所得金額の合計額が所得税の所得控除の合計額を超えるかた
- 2 給与所得者で、
 - (1) 給与収入が2,000万円を超えるかた
 - (2) 給与以外の所得が20万円を超えるかた
 - (3) 2か所以上から給与を受けている場合、年末調整されていない給与収入が20万円を超えるかた
 - (4) 勤務先から源泉徴収されていないかた
- 3 年金所得者で、
 - (1) 公的年金等収入が400万円を超え、所得から所得税の所得控除を差し引くと残額があるかた
 - (2) 公的年金等以外の所得が20万円を超えるかた

申告に必要なもの

- 1 市民税・県民税申告書
- 2 給与・公的年金等の源泉徴収票、給与明細書
- 3 営業等、農業、不動産等の収入やその経費の明らかになる書類
- 4 各種領収書または証明書等

医療費（支払った医療費の額が記載された医療費通知又は医療を受けた人及び病院・薬局ごとに医療費を合計した明細書）、スイッチOTC医薬品購入費（あなたが健康診断等の取組を行ったことを明らかにする書類、薬局等の支払先ごとに購入費を合計した明細書）、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料、介護保険料、生命保険料、地震保険料、寄附金（申告特例制度利用分含む）、障害者手帳等

- 5 身元・番号（マイナンバーカード）確認のための書類
・マイナンバーカード（個人番号カード）
・通知カード（住所、氏名等が住民票に記載されている現在の事項と一致しているものに限る）、住民票の写しや住民票記載事項証明書（個人番号が記載されたもの）
及び

官公署が発行した顔写真身分証明書等（運転免許証等）

※代理人による提出には、委任状など本人の代理人であることが分かる書類及び代理人の本人確認書類と、申告者本人の番号確認書類が必要です。

※郵送の場合には、確認できる書類の写しの添付が必要です。

申告(相談)会の日程 ※完全予約制

申告書の記入の方法が分からないかた、記載内容の確認を依頼したいかたは、**予約をした上で**会場へお越しください。

場所	日程	受付時間
稲沢市役所 大会議室	2月16日(金)～ 3月15日(金)	午前8時45分～ 午後4時45分
	2月16日(金)～ 2月29日(木)	
平和支所	2月16日(金)～ 2月29日(木)	
祖父江支所	3月5日(火)～ 3月15日(金)	

※ただし、土曜日、日曜日、祝日、振替休日は除く

※申告書の提出のみの場合は、予約不要です。

※予約の方法など、詳しくはHP又は広報2月号を御確認ください。

提出期限・提出先

提出期限 **令和6年3月15日(金)**

提出先 稲沢市役所・各支所・各市民センター

※郵送の場合は、稲沢市役所課税課市民税グループ宛

非課税となるかた

- 1 令和5年1月1日から令和5年12月31日までの間に所得が全くなかったかた
 - 2 令和6年1月1日現在で生活保護法の規定による生活扶助を受けているかた
 - 3 本人が障害者、寡婦、ひとり親、未成年者で令和5年1月1日から令和5年12月31日までの間の合計所得金額が135万円以下のかた
 - 4 扶養親族がないかたで合計所得金額が、38万円以下のかた
 - 5 扶養親族がいるかたで合計所得金額が、28万円×(扶養親族の人数+1)+26万8千円以下のかた
- ※扶養親族とは同一生計配偶者(控除対象配偶者を含む)、16歳未満の扶養親族も含む

納税方法

- ・普通徴収
市が発送する納税通知書で自ら納付、又は口座振替
- ・給与からの特別徴収（給与特徴）
給与支払者が納税者の給与から天引きして納付
- ・公的年金からの特別徴収（年金特徴）
公的年金支払者が納税者の年金から天引きして納付

納税通知書の発送及び納期限

普通徴収	発送	6月中旬
	納期限	6月末、8月末、10月末、翌年1月末の4回
給与特徴	発送	5月下旬に給与支払者へ発送
	納期限	6月から翌年5月までの12ヶ月で翌月の10日
年金特徴	発送	6月中旬
	納期限	4月、6月、8月（仮徴収）、10月、12月、翌年2月（本徴収）の翌月の10日

市民税・県民税 申告書の記載例

稲沢市長殿

市処理欄 住 台

令和6年度市民税・県民税申告書 (令和5年1月1日から令和5年12月31日までの内容です。)

令和6年1月1日 稲沢市 稲府町1番地 フリガナ イナザワ タロウ 氏名 稲沢 太郎 個人番号 1,2,3,4,5,6,7,8,9,0,1,2 生年月日 明・大・昭・平・令 25年1月1日 電話番号 0587-32-1111

※令和5年中に収入がなかったかたは、上記太枠内及び裏面5「収入がなかったかたの記載欄」を記入してください。

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

Table with columns for insurance types (Social, Life, Earthquake), amounts paid, and other deduction details like spouse and dependent control.

医療費控除を申告する場合は、医療費控除の明細書が必要です。

給与・公的年金等に係る所得以外(令和6年4月1日において65歳未満のかたは給与所得以外)の市民税・県民税の納税方法

給与から差引き(特別徴収) 自分で納付(普通徴収)

Summary table for income and deductions, categorized into 1. Income (Income, Real Estate, etc.), 2. Deductions (Spouse, Dependents, etc.), and 4. Income after deductions.

セルフメディケーション税制の適用を選択する場合は、「医療費控除」欄の「区分」の欄に「1」と記入してください。

併徴 裏面 入力

※裏面にも記載する欄がありますので注意してください。

令和6年度 市民税・県民税申告書 書き方

1 収入金額、2 所得金額

- ア・①営業等 自分で営業（製造業・販売業・サービス業等）しているかた、
自由業（外交員、大工、左官、日雇い等）による収入があったかた
- イ・②農業 農産物の生産、果樹の栽培、家畜の飼育等による収入があったかた
- ウ・③不動産 地代、家賃、貸間、貸ガレージ等による収入があったかた
収入金額ア・イ・ウ－必要経費＝所得金額①・②・③（申告書裏面7も記入）

※事業専従者がいる場合、申告書裏面8へ記入

生計を一にする配偶者や親族のうち事業に従事したかたがいる場合、事業収入から次のいずれか低い金額を控除する。

- (1) 50万円（配偶者の場合は86万円）
(2) 営業等・農業・不動産の事業専従者控除額を控除する前の金額÷（事業専従者の数＋1）

- エ・④利子 預貯金利子などの所得があったかた（源泉分離課税分の課税対象分を除く）
収入金額エ＝所得金額④

- オ・⑤配当 株式の配当、証券投資信託の利益分配、剰余金の分配の所得があったかた
収入金額オ－負債の利子＝所得金額⑤（申告書裏面9も記入）
※非上場の配当に限ります。詳しくは4頁の「令和6年度の主な税制改正」をご覧ください。

- カ・⑥給与 俸給、給料、賃金、賞与等の収入があったかた
(給与所得速算表)

給与等の収入金額(カ)	所得金額⑥	給与等の収入金額(カ)		所得金額⑥
～ 550,999円	0円	1,628,000円～1,799,999円	カ ÷ 4 = あ 〔千円未満〕 切り捨て	あ × 4 × 60% + 100,000円
551,000円～1,618,999円	カ - 550,000円	1,800,000円～3,599,999円		あ × 4 × 70% - 80,000円
1,619,000円～1,619,999円	1,069,000円	3,600,000円～6,599,999円		あ × 4 × 80% - 440,000円
1,620,000円～1,621,999円	1,070,000円	6,600,000円～8,499,999円		カ × 90% - 1,100,000円
1,622,000円～1,623,999円	1,072,000円	8,500,000円～		カ - 1,950,000円
1,624,000円～1,627,999円	1,074,000円			

※源泉徴収票のないかたは、申告書裏面6も記入

※所得金額調整控除

次のア又はイに該当するかたは、それぞれ下記控除額を計算し、上表で算出した給与所得から差し引きます。

- ア. 給与収入が850万円を超えているかたで、次のいずれかに該当するかた

- ・申告者本人が特別障害者である
 - ・扶養親族に特別障害者がいる
 - ・23歳未満の扶養親族がいる
- 申告書裏面
14を記入

(控除額)

$$\left(\begin{array}{c} \text{給与収入金額} \\ \text{(最大1,000万円)} \end{array} - 850\text{万円} \right) \times 10\% \quad \text{(最大15万円)}$$

- イ. 給与所得と公的年金等に係る所得があり、双方の所得金額の合計額が10万円を超えるかた
(控除額)

$$\begin{array}{l} \text{給与所得金額 (最大10万円)} \\ + \\ \text{公的年金等に係る所得金額} \\ \text{(最大10万円)} \end{array} - 10\text{万円}$$

※アの扶養親族については、扶養控除とは異なり重複適用可

※ア、イ両方に該当する場合は両方適用します。

◎給与所得計算の流れ

1. 給与所得速算表で給与所得を計算する

(a) 円

2. 所得金額調整控除のアに該当する場合の控除額の計算（該当しない場合、イには0を記入する）

$$\left\{ \begin{array}{c} \text{給与収入金額} \\ \text{円 (最大1,000万円)} \end{array} - 850\text{万円} \right\} \times 10\% = \text{(b)} \quad \text{円 (最大15万円)}$$

3. 所得金額調整控除のイに該当する場合の控除額の計算（該当しない場合、イには0を記入する）

$$\text{(a) 給与所得金額} \quad \text{円 (最大10万円)} + \text{公的年金等所得金額} \quad \text{円 (最大10万円)} - 10\text{万円} = \text{(c)} \quad \text{円}$$

※計算方法は2頁「ア・イ雑(公的年金等)」を参照

4. 所得金額調整控除額を給与所得より控除する

$$\text{(1.a)} \quad \text{円} - \text{(b)} \quad \text{円} - \text{(c)} \quad \text{円} = \text{(d)} \quad \text{円}$$

(申告書表面の⑥に転記します)

㊦・㊧雑（公的年金等）国民年金、厚生年金、恩給などを受給しているかた

	公的年金等の収入金額㊦	公的年金等所得金額㊧
65歳以上 (昭和34年 1月1日 以前生まれ のかた)	～ 3,300,000円	㊦ - 1,100,000円
	3,300,001円 ～ 4,100,000円	㊦ × 75% - 275,000円
	4,100,001円 ～ 7,700,000円	㊦ × 85% - 685,000円
	7,700,001円 ～ 10,000,000円	㊦ × 95% - 1,455,000円
65歳未満 (昭和34年 1月2日 以降生まれ のかた)	10,000,001円 ～	㊦ - 1,955,000円
	～ 1,300,000円	㊦ - 600,000円
	1,300,001円 ～ 4,100,000円	㊦ × 75% - 275,000円
	4,100,001円 ～ 7,700,000円	㊦ × 85% - 685,000円
	7,700,001円 ～ 10,000,000円	㊦ × 95% - 1,455,000円
	10,000,001円 ～	㊦ - 1,955,000円

※1. 給与・公的年金等以外の所得 + (1.㉗) - ㉘（1頁“◎給与所得計算の流れ”参照）の金額が1,000万円を超え2,000万円以下の場合、公的年金等所得金額㊧に10万円を加えます。

また、給与・公的年金等以外の所得 + (1.㉗) - ㉘（1頁“◎給与所得計算の流れ”参照）の金額が2,000万円を超える場合、公的年金等所得金額㊧に20万円を加えます。

※2. ㊧がマイナスの場合（※1.に該当するかたはその計算後）は、0となります。

㊨・㊩雑（業務）副業に係る収入のうち、営利を目的とした継続的な収入があったかた

収入金額㊨ - 必要経費 = 雑（業務）所得金額㊩

※収入金額㊨（令和6年度申告分）が300万円を超える場合、2年後（令和8年度）の申告では領収書や請求書等の5年間の保存義務が発生します。また、収入金額㊨（令和6年度申告分）が1,000万円を超える場合、上記に加え総収入金額及び必要経費の内容を記載した書類の添付義務が生じます。

㊪・㊫雑（その他）個人年金等（公的年金等や業務に当てはまらないもの）があったかた

収入金額㊪ - 必要経費 = 雑（その他）所得金額㊫（申告書裏面10も記入）

㊬・㊭・㊮・㊯総合譲渡・一時

譲渡…機械、装置、車両などの資産（土地建物等を除く）の譲渡による所得があったかた

短期：保有期間が5年以内の資産を譲渡した場合

収入金額 - 必要経費 - 特別控除額（最大50万円） = 収入金額等㊬

長期：保有期間が5年を超えるの資産を譲渡した場合

収入金額 - 必要経費 - 特別控除額（短期で余った控除額、最大50万円） = 収入金額等㊭

※特別控除の額は当該年中の短期と長期の合計額で限度額50万円

一時…生命保険契約等に基づく一時金、賞金、競馬等の払戻金等による所得があったかた

収入金額 - 必要経費 - 特別控除額（最大50万円） = 収入金額等㊮

㊬ + {㊭ + ㊮} × 1/2 = 所得金額㊯（申告書裏面11も記入）

分離課税所得があったかた

※分離課税所得用の申告書が必要なかたはお問い合わせください。

短期譲渡：令和5年1月1日現在の所有期間が5年以内の土地建物等を売却したかた

長期譲渡：令和5年1月1日現在の所有期間が5年超の土地建物等を売却したかた

株式等の譲渡：株を売却したかた（源泉徴収選択口座の上場株式を除く）

※配当割額控除額がある配当所得や、株式等譲渡所得割額がある株式等の譲渡所得を申告したい場合は、所得税の確定申告で申告することで、住民税に反映されます。

※税率等についてはお問い合わせください。

3、4 所得から差し引かれる金額（に関する事項）

「■」があるものは証明書又は領収書等が必要

■⑬社会保険料控除
(控除額 = 支払金額)

健康保険、国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険、国民年金等の保険料等を支払った場合（申告者本人以外のかたの年金等から特別徴収（天引き）されている社会保険料は控除できません）

■⑭小規模企業共済等掛金控除
(控除額 = 支払金額)

小規模企業共済等掛金や地方公共団体が行う心身障害者扶養共済掛金、確定拠出年金（個人型、企業型）を支払った場合

■⑮生命保険料控除 生命保険契約に基づいて、一般の生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料を支払った場合

新契約（平成24年1月1日以降契約分）		旧契約（平成23年12月31日以前契約分）	
支払金額	控除額	支払金額	控除額
～12,000円	支払金額と同額	～15,000円	支払金額と同額
12,001円～32,000円	支払金額の1/2+6,000円	15,001円～40,000円	支払金額の1/2+7,500円
32,001円～56,000円	支払金額の1/4+14,000円	40,001円～70,000円	支払金額の1/4+17,500円
56,000円～	28,000円	70,001円～	35,000円

生命保険料控除計算表

一般 生命	新保険料を上記新契約の表で計算した金額	①	(最高28,000円) 円	計 (①+②)	③	(最高28,000円) 円
	旧保険料を上記旧契約の表で計算した金額	②	(最高35,000円) 円	③と④のいずれか 大きい金額	④	円
個人 年金	新保険料を上記新契約の表で計算した金額	⑤	(最高28,000円) 円	計 (⑤+⑥)	⑦	(最高28,000円) 円
	旧保険料を上記旧契約の表で計算した金額	⑥	(最高35,000円) 円	⑦と⑧のいずれか 大きい金額	⑧	円
介護医療	保険料を上記新契約の表で計算した金額				⑨	(最高28,000円) 円
生命保険料控除額 計 (④+⑧+⑨) (⑩を申告書表面の⑮に転記します)					⑩	(最高70,000円) 円

■⑯地震保険料控除 損害保険契約等について、地震等損害保険部分の保険料を支払った場合

地震保険料		旧長期損害保険料	
支払金額	控除額 (i)	支払金額	控除額 (ii)
～50,000円	支払金額の1/2	～ 5,000円	支払金額と同額
50,001円～	25,000円	5,001円～15,000円	支払金額の1/2+2,500円
		15,001円～	10,000円

- ・地震保険料、旧長期損害保険の両方がある場合は(i)と(ii)の合計額(最高25,000円)
- ・一つの契約で地震保険料、旧長期損害保険料との両方を支払っている場合、どちらか一方を選択

- ⑰～⑱寡婦控除・ひとり親控除 (控除額=寡婦控除 26万円、ひとり親控除 30万円) ※事実婚のかたを除く
- 寡婦控除
1. 合計所得金額が500万円以下かつ夫と死別後婚姻をしていない場合
 2. 合計所得金額が500万円以下かつ夫と離別後婚姻をしていないかたで、扶養親族を有する場合(ひとり親控除に該当するかたを除く)
- ひとり親控除 合計所得金額が500万円以下かつ未婚のひとり親又は夫(妻)と死別・離別をしているかたで、扶養親族である子又は生計を一にする子を有する場合

- ⑲勤労学生控除 (控除額=26万円)
学生で合計所得金額が75万円以下、かつ自己の勤労によらない所得が10万円以下の場合

- ⑳障害者控除 (控除額=特別障害者 30万円(同居している場合は53万円)、その他障害者 26万円)
あなたや同一生計配偶者(控除対象配偶者含む)、扶養親族(16歳未満含む)が障害者や特別障害者(精神1級、身体1・2級又は療育手帳A判定)である場合

- ㉑～㉒配偶者(特別)控除 (控除額は4頁「各種控除額」参照)
あなたの合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の合計所得金額が48万円以下の場合(48万円を超え、133万円以下の場合には配偶者特別控除になります。)

●同一生計配偶者とは、あなたと生計を一にする配偶者で合計所得金額が48万円以下である人をいいます。これに該当し、あなたの合計所得金額が1,000万円を超える場合は申告書表面左側㉑～㉒欄にある「同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く)」の□に✓を記入してください。

- ㉓扶養控除 (控除額は4頁「各種控除額」参照)
生計を一にする16歳以上の扶養親族の合計所得金額が48万円以下の場合

●生計を一にする16歳未満(H20.1.2以降生)の扶養親族の合計所得金額が48万円以下の場合には控除の対象外ですが、非課税判定や障害者控除等に使用するため「16歳未満の扶養親族」欄に記入してください。

- ㉔基礎控除 (控除額は4頁「各種控除額」参照)
あなたの合計所得金額が2,500万円以下の場合

■②⑥雑損控除 災害や盗難、横領によって住宅や家財などに損害を受けた場合

$$\text{控除額} = \left(\begin{array}{l} \cdot \text{差引損失額} - \text{総所得金額等の10\%} \\ \cdot \text{災害関連支出の金額} - 5\text{万円} \end{array} \right) \text{のいずれか大きい金額}$$

●差引損失額（マイナスの場合は0円）＝損害金額＋災害関連支出の金額－補てんされる金額

■②⑦医療費控除 あなたや生計を一にする親族の医療費を支払った場合（医療費控除の明細書の添付が必要です。）

$$\text{控除額（最高200万円）} = \text{支払金額} - \text{補てんされる金額} - \left\{ \begin{array}{l} \cdot 10\text{万円} \\ \cdot \text{総所得金額の5\%} \end{array} \right\} \text{のいずれか小さい方}$$

●②⑦セルフメディケーション税制（選択する場合は「区分」欄に1を記載します。医療費控除と併用不可。）

あなたが健康診断等の取組を行っており、あなたや生計を一にする親族のスイッチOTC医薬品を購入した場合
控除額（最大88,000円）＝購入金額－補てんされる金額－12,000円

各種控除額

		あなたの合計所得金額				控除対象外 (同一生計配偶者)
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	1,000万円超	
②①配偶者控除	一般	33万円	22万円	11万円	控除対象外 (同一生計配偶者)	
	老人(S29.1.1以前生)	38万円	26万円	13万円		
②②配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額	控除額				控除対象外
	480,001円～1,000,000円	33万円	22万円	11万円		
	1,000,001円～1,050,000円	31万円	21万円	11万円		
	1,050,001円～1,100,000円	26万円	18万円	9万円		
	1,100,001円～1,150,000円	21万円	14万円	7万円		
	1,150,001円～1,200,000円	16万円	11万円	6万円		
	1,200,001円～1,250,000円	11万円	8万円	4万円		
	1,250,001円～1,300,000円	6万円	4万円	2万円		
	1,300,001円～1,330,000円	3万円	2万円	1万円		

		控除額	
②③扶養控除	特定(H13.1.2～H17.1.1生)	45万円	
	老人(S29.1.1以前生)	同居老親等(※)	45万円
		同居老親等以外	38万円
	年少扶養(H20.1.2以降生)	0万円	
一般(上記以外)		33万円	
②④基礎控除	あなたの合計所得金額		
	2,400万円以下		43万円
	2,400万円超2,450万円以下		29万円
	2,450万円超2,500万円以下		15万円

(※)“同居老親等”とは
自身又は配偶者の直系尊属で同居しているかたをいいます。

税額から差し引かれる金額（税額控除額）

1 配当控除（株式の配当等）

総所得金額に対象となる配当所得がある場合、
税額から右記の額が控除されます。
(分離課税での申告を選択した場合は適用無し)

控除額＝配当所得の金額×以下の控除率

課税総所得金額等が	市民税の控除率	県民税の控除率
1,000万円以下	配当所得の1.6%	配当所得の1.2%
1,000万円を超える部分	配当所得の0.8%	配当所得の0.6%

2 寄附金税額控除

都道府県・市区町村、愛知県共同募金会、日本赤十字社愛知県支部、愛知県・稲沢市が条例で指定した団体等に2,000円を超える寄附金を支出した場合、以下の額が税額から控除されます。

◎都道府県・市区町村への寄附のうち、特例控除の対象となるものについては、基本控除額に下記控除額を加算します。

$$\text{控除額} = \left\{ \begin{array}{l} \text{寄附金額又は} \\ \text{総所得金額等の30\%の} \\ \text{うちいずれか少ない金額} \end{array} \right\} - 2,000\text{円} \times 10\% \text{ (基本控除額)}$$

$$\text{控除額} = (\text{寄附金額} - 2,000\text{円}) \times (90\% - \text{所得税の限界税率} \times 1.021) \text{ (上限：市・県民税所得割額の20\%)}$$

令和6年度の主な税制改正

特定配当等や特定株式等譲渡所得について、令和6年度より所得税と住民税で異なる課税方式を選択できなくなりました。今後は所得税の確定申告で申告した場合、住民税でも同じ課税方式で計算されます。その他の税制改正については稲沢市ホームページを参照してください。

http://www.city.inazawa.aichi.jp/kurashi_tetsuzuki/zeikin/kojin/1004322/index.html

市民税・県民税の税額計算

市民税・県民税は均等割と所得割によって構成され、均等割には国税として森林環境税1,000円が加算されます。

均等割：市民税3,000円 県民税1,500円（あいち森と緑づくり税500円を含む） 国税1,000円（森林環境税）

所得割：1. 合計所得⑫－控除合計⑳＝課税総所得金額
2. 課税総所得金額×税率＝算出所得割額
3. 算出所得割額－税額控除額＝所得割額
※税率 市民税6% 県民税4%